緊急事態措置の延長に係る大規模施設等に対する協力金

1 対象施設及び支給対象

(1)多数利用施設

種類	施設の例	支給対象
映画館等	映画館、プラネタリウム 等	
商業施設	大規模小売店等(生活必需品除く)	
運動・遊技施設	スポ゚ーツクラフ゛、ケ゛ームセンター 等	当該大規模施設
遊興施設(飲食店除く)	個室ビデオ店 等	及び
博物館等	博物館、美術館、動物園等	テナント事業・出店者
サービス業	生活必需品以外の店舗	
運動施設 (屋内施設)	体育館、ボウリング場等	

(2)イベント関連施設

種類	施設の例	支給対象
劇場等	劇場、観覧場 等	
集会・展示施設	公会堂、貸会議室 等	
ホテル・旅館	ホテル、旅館の集会の用に供する部分	テナント事業者・出店者
運動施設 (屋外施設等)	野球場、ゴルフ場等	
遊技施設	テーマパーク、遊園地等	

2 協力金の概要

2 協力金の概要			
区分	大規模施設	テナント事業者・出店者	
要請期間	令和3年4月25日(日)~ <u>5月31日(月)</u>		
対象区域	県内全域		
要請内容	(1)令和3年4月25日(日)~5月11日(火) ①大規模施設(1,000 m²超):休業要請 ②イベント関連施設:無観客開催の要請 (2)令和3年5月12日(水)~5月31日(月) ①大規模施設(1,000 m²超) 【土・日(6日間)】休業要請(運動施設、博物館・美術館は時短要請のみ) 【平日(14日間)】 時短要請(営業時間19時まで)		
対象施設	上記の要請に応じた 1,000 ㎡超の施設	上記の要請に応じた 1,000 ㎡超の施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業所等	
支給金額	【休業分】	【休業分】	